「定額減税しきれないと見込まれる方」等への

追加の給付金(「調整給付金(不足額給付)」)のご案内

「調整給付金(不足額給付)」とは?

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、当初調整給付 (注) の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方に対して、その差額を支給

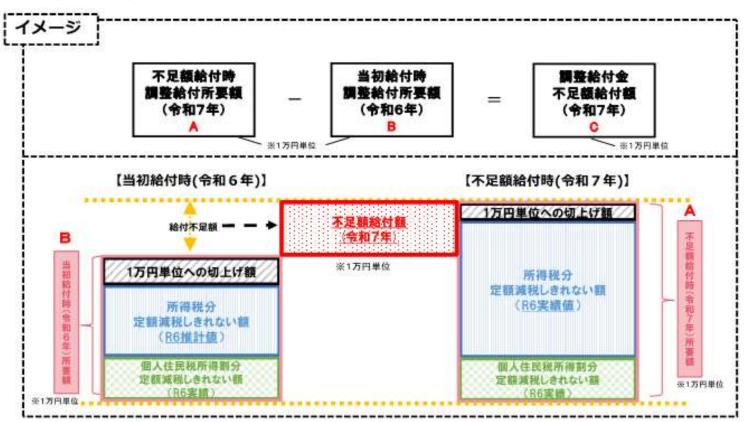
例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、
 - 「令和6年分推計所得税額(令和5年所得)」>「令和6年分所得税額(令和6年所得)」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、 「所得税分定額減税可能額(当初給付時)」 < 「所得税分定額減税可能額(不足額給付時)」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、
- 令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方
 これられる中ではいる。

II 個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する必要がある方(=本人及び 扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員 にも該当しなかった方)に対して、1人当たり原則4万円(定額)を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- 合計所得金額48万円超の方
- (注) 昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金 (当初調整給付)を支給しております。



- (注1) 所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。
- (注2)「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本 来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

(1) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が同じ場合

- 対象者には、給付内容や確認事項が書かれた確認書を同封しています。
- ・確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、真狩村給付金担当まで提出してく ださい。 ※「支給のお知らせ」が同封されている方は手続き不要です。

(2) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 令和6年中に真狩村に転入された方であって給付対象と見込まれる方に申請書を同封して いますので、必要な書類を添えて真狩村給付金担当までご提出ください。

個別に書類の提示(申請)により、給付要件を確認して給付する 必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ (≒本人として定額減税対象外)
- ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、 合計所得金額48万円超の方(≒扶養親族等としても定額減税対象外)
- ・低所得世帯向け給付(R5非課税給付等、R6非課税化給付等)対象世帯の世帯主・世帯員に 該当していない
- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 給付対象と見込まれる方に申請書を同封していますので、必要な書類を添えて真狩村給付 金担当までご提出ください。

確認書・申請書の提出期限:令和7年9月30日(火)



さまざまな給付金の





自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お 住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに 記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願 いいたします。

この給付金に関するお問い合わせ

真狩村役場 住民課 福祉係

〒048-1631 虻田郡真狩村字真狩118番地



2 0 1 3 6 - 4 5 - 3 6 1 2

受付時間 平日8:45~17:30

※ご不明な場合はお気軽にご連絡ください。

